

【産休と育休(まとめ)】



| | 産 休 | 育 休 |
|--------|---|---|
| 名称 | 産前休業・産後休業 | 育児休業 |
| 期間 | 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後8週間 | 原則、子が1歳に達するまで（保育所に入れない場合等は1歳6か月まで延長可） |
| 対象 | 女性労働者 （アルバイト、派遣も含む全ての労働者） | 男女労働者 （勤続1年以上などの要件を満たした労働者） |
| 根拠法 | 労働基準法 | 育児・介護休業法 |
| 不利益取扱い | 産休を理由とする不利益取扱いは禁止！ （男女雇用機会均等法第9条第3項） | 育休申出を理由とする不利益取扱いは禁止！ （育児・介護休業法第10条等） |